

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 26 日（金）第 416 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件) (水産振興課取扱い) 2
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (漁港漁場課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (2件) (税務課取扱い) 4
- (県立鹿児島特別支援学校取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 5

人 事 委 員 会 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
枕崎市東鹿籠マチ登9310番4（次の図に示す部分に限る。），9311番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第486号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、上屋久加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 487 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 5 月 26 日から同年 6 月 9 日までとくのしま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡徳之島町山 2184 番地の 3 徳田進
大島郡徳之島町亀津 2256 番地 291 杉幹男
大島郡徳之島町亀津 3221 番地 5 杉裕一郎
- 2 加入区
徳之島加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
とくのしま漁業協同組合

鹿児島県告示第 488 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 5 月 26 日から同年 6 月 9 日までとくのしま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡伊仙町大字伊仙 2694 番地の 1 平山国男
大島郡伊仙町大字検福 289 番地 1 村上順一
大島郡伊仙町大字犬田布 1642 番地 5 水本昭士
- 2 加入区
伊仙加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
とくのしま漁業協同組合

鹿児島県告示第 489 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日
令和 5 年 5 月 17 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

2 工区

出水郡長島町大字諸浦字大牟田254番13, 248番6及び同字248番1から243番1を経て242番1に至る間の土地に接する道路の地先公有水面

(2) 区域

2 工区

次の各地点のうち①の地点から⑳の地点を順次に結んだ線（D. L. +3.60メートルにより決定）、㉑の地点から㉕の地点を結ぶ陸地との境界線及び①の地点と㉕の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 葛輪漁港内の防波堤天端に設置された基準点（金属びょう）（北緯32度15分27秒11, 東経130度11分12秒68）から283度59分07秒197.94メートルの地点

②の地点 ①の地点から51度56分52秒1.90メートルの地点

③の地点 ②の地点から323度33分06秒1.82メートルの地点

④の地点 ③の地点から53度10分34秒3.24メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から51度18分57秒5.12メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から49度39分55秒5.13メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から47度53分06秒5.13メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から46度08分10秒5.06メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から46度30分28秒4.94メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から47度31分26秒4.93メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から48度14分07秒4.94メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から49度31分02秒4.93メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から50度06分45秒4.93メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から51度01分20秒4.93メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から52度27分38秒4.81メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から53度12分08秒4.93メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から54度49分04秒4.20メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から59度09分50秒8.71メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から60度53分34秒1.58メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から333度50分29秒0.32メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から240度44分15秒5.86メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から239度37分14秒22.15メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から240度22分57秒7.26メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から228度34分30秒30.97メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から228度26分48秒13.24メートルの地点

(3) 面積

230.25平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成25年11月11日

指令漁港第211号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

長島町

鹿児島県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年5月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	447号	伊佐市大口青木字飛松迫尻 1863番9地先から同市大口 青木字泉徳寺山1818番1地 先まで	前 後	6.4~23.4 11.0~23.4	620.0 620.0

北薩地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 5 月 26 日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きつず・もも	出水市下鯖町 2141番地	株式会社桃和	出水市下鯖町 2141番地	百澤 和広	令和 5 年 4 月 1 日	児童発達支援・保育所等訪問支援
チャイルドケア エイトぱれっと ぷらす	出水市大野原町 308番地	一般社団法人み かさの里	出水市緑町19番 1号	双津 忠一	令和 5 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

北薩地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 5 月 26 日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護事業所 みなも	出水市美原町 1775番地	一般社団法人み なも	出水市美原町 1775番地	椎屋 伸彦	令和 5 年 4 月 1 日	生活介護

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（令和 5 年度税務総合システム運用及び維持保守業務委託） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社鹿児島支社
鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
59,400,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年5月26日

鹿児島県立鹿児島特別支援学校長 迫田博幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
学校給食及び寄宿舎給食調理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立鹿児島特別支援学校
鹿児島市吉野一丁目42番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社総合人材センター
鹿児島市大黒町4番11号日宝いづろビル
- 5 随意契約に係る契約金額
41,580,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年5月26日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 538台
 - (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和6年2月29日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で調達するソフトウェア、ハードウェアの候補となる機器等、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務（再委託先等を含む。）について、機器等リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和5年5月26日から同年6月30日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

(3) 郵送による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(4) 郵送による入札書の提出期限

令和5年8月4日午後5時15分

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年8月7日午前10時
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (3)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 5 年 6 月 16 日午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Notebook computers for business use:538Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 4 August 2023
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 26 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 7 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「参事（国際交流担当）」を削り、「参事（子育て・高齢者支援担当）」の次に「参事（本港区まちづくり担当）」を加え、「行政管理室の主幹（参事付を含む。）」を「行政経営推進室の主幹（参事付を含む。）」に、「行政管理室の専門員，技術専門員，主査及び技術主査」を「行政経営推進室の専門員，技術専門員，主査及び技術主査」に、「行政管理室の主事」を「行政経営推進室の主事」に，

中央児童相談所	所長 副所長 管理部長 総務課長	を に改
中央児童相談所 北部児童相談所	所長 副所長 管理部長 総務課長 所長	

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。